

解体作業に係る石綿則・大防法早見表

		根拠法	措置内容		
作業前準備	石綿含有の有無に係る事前調査等	石綿則第3条	建築物、工作物、船舶の解体又は改修作業を行う場合、 ・設計図書等による書面調査かつ目視調査（判明しなかった場合は追加で分析調査） ・調査結果の3年間保存 ・調査結果の現場備付及び掲示（労働者が見やすい場所に）		
		大防法第18条の15	建築物等を解体、改造又は補修する作業を行う場合、 ・設計図書等による書面調査かつ目視調査（判明しなかった場合は追加で分析調査） ・発注者へ調査結果を書面で説明 ・調査結果の3年間保存 ・調査結果の現場備付及び掲示（公衆が見やすいように）		
	事前調査結果の報告	石綿則第4条の2 大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の11	<p style="color: red;">（注：R4年4月1日以降に開始する工事から適用）</p> 石綿の有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する工事については調査結果を監督署及び山梨県知事あて（甲府市内の現場については甲府市長あて）へ要報告 ・解体部分の述べ床面積が80㎡以上の建築物の解体工事 ・請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事 ・請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事		
	レベル1...発じん性「著しく高い」 レベル2...発じん性「高い」 レベル3...発じん性「比較的低い」	石綿含有吹付け材 （レベル1）	石綿含有保温材・ 耐火被覆材・断熱材等 （レベル2）	石綿含有成形品（成形板）・ 石綿含有仕上塗材等 （レベル3）	
作業の届け出	安衛法第88条第4項	作業開始の14日前までに、元請が「建設工事計画届」（様式第21号）を労働基準監督署長あて届け出			—
	大防法第18条の17	作業開始の14日前までに、発注者又は自主施工者が「特定粉じん排出等作業届」（様式第3の4）を山梨県知事あて（甲府市内の現場については甲府市長あて）届け出			—
	石綿則第5条（参考）	建設業及び土石採取業以外の事業者が、レベル1・レベル2の除去等作業を行う場合、作業開始前に元請が「建築物解体等作業届」（様式第1号）を労働基準監督署長あて届け出			—
作業時（健康障害防止・飛散防止）	作業主任者	石綿則第19条、20条	作業主任者を選任し、作業方法の決定と労働者の指揮、換気装置・除じん装置等について毎月点検、保護具の使用状況の監視等を行わせる		
	特別教育の実施	石綿則第27条	石綿使用建築物等解体等作業に従事する労働者に対し、石綿の有害性、石綿等の使用状況、粉じんの発散抑制措置、保護具の使用方法等のほか、石綿等の粉じんばく露防止に関する教育を行う		
	呼吸用保護具、保護衣等の着用	石綿則第14条	エアラインマスク 電動ファン付きマスク 全面形防じんマスク（フィルタ区分3）	全面形・半面形防じんマスク （フィルタ区分3）	半面形防じんマスク（フィルタ区分3又は2）
			保護衣（使い捨て）	保護衣	保護衣・作業衣
	特定粉じん排出等作業の掲示	大防法施行規則第16条の4	特定建築材料（吹付け石綿等）が使用されている建築物その他の工作物を解体又は改造又は補修する作業（特定粉じん排出等作業）を行う場合は、公衆の見やすい場所に、発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名等を掲示		
	立入・飲食等の禁止	石綿則第15条、33条、34条	作業場内に、関係者以外立入禁止・飲食喫煙禁止・有害性等を掲示		
	作業時の措置	石綿則第6条、第6条の2、第6条の3、第7条	作業場所の負圧隔離、集じん・排気装置の設置、隔離解除前の資格者による除去完了の目視確認等	切断せずに原形のまま除去する場合は、隔離養生（負圧化は不要）。 切断等により除去する場合は、レベル1と同等の措置が必要。	原則、切断等以外の方法で除去。原形のまま取り外す場合は、必要に応じ養生。 切断等により除去する場合は、石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種については隔離養生・湿潤化。その他は必要に応じ養生。 石綿含有仕上塗材を、ディスクグラインダー又はディスクサンダーで除去する時は、隔離養生・湿潤化。
大防法施行規則第16条の4			切断等により除去する場合は、レベル1と同等の措置が必要。	<石綿含有成形板> 原則、切断等以外の方法で除去。切断等の方法で除去する場合、湿潤化が必須。必要に応じ、隔離養生。 <石綿含有仕上塗材> 石綿含有仕上塗材を、ディスクグラインダー又はディスクサンダーで除去する時は、隔離養生・湿潤化。	

	湿潤化	石綿則第13条 大防法施行規則第16条の4	薬液等を使って湿潤化
	清掃	石綿則第30条	粉じんが飛散しない方法で毎日一回以上掃除
		大防法施行規則第16条の4	特定建築材料（吹付け石綿等）を除去した後に実施
	作業結果報告	大防法第18条の23	元請業者から発注者に対し、作業の完了を書面で報告
日常的な管理	健康診断	石綿則第40条、第41条	石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、石綿健康診断を実施し、その結果を40年間保存。
	作業の記録	石綿則第35条、第35条の2	石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、1月ごとに、氏名、作業概要、事前調査結果等の概要等を40年間保存。 作業計画に基づく作業実施状況等を、写真等により記録し3年間保存。